

平成23年度 国立大学法人鳴門教育大学年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

1) 教育内容を充実させ、学校教育の今日的課題に対応しうる教育実践力を備えた人材を養成するため、次の措置を講ずる。

- ① 「教職実践演習」実施に向けての検討を継続し、平成24年度の試行実施に向けての準備をする。
- ② 学校教育の今日的課題に対応するため、大学院授業「予防教育科学」を開設する。
- ③ 附属学校及び協力校との実地教育を主とした教育連携について、検証する。
- ④ 専門職学位課程において、平成22年度に導入した新カリキュラム・教育方法、実習方法等を検証（院生、教育委員会、連携協力校等への調査）する。
また、修了後の成果等に関する評価アンケートを実施し、分析を行う。

2) 高度専門職業人としての能力の修得状況を厳正に評価する体制を再構築し、単位及び学位プログラムの質を保証するため、次の措置を講ずる。

- ① 厳正な成績評価とするため、5段階評価制の検証を行う。
また、ディプロマ・ポリシーの策定に向けた検討を開始する。
- ② 「教職実践演習」実施に向けての検討を継続し、平成24年度の試行実施に向けての準備をする。
- ③ 学部における70パーセントを上まわる教員就職率（進学者を除く。）を維持するため、現行の教員就職支援行事について、PDCAサイクルにより計画的・体系的に実施する。
修士課程においても、教職をはじめとする教育関連分野への就職率を向上させるために、学生のニーズに沿った就職指導を推進する。

3) 教職への熱意と使命感、意欲のある者を積極的に受入れるなど、入学者選抜方法及び入試広報の改善に取り組むため、次の措置を講ずる。

- ① 平成24年度入試から、大学入試センター試験の教科・科目の利用方法が変更されることに伴い、「入学者選抜要項」作成時に詳細を決定する。
また、入学者選抜方法研究専門部会において、追跡調査を行い、入学者選抜方法について検証する。
- ② オープンキャンパスは、第2志望がある受験生等に幅広く対応できるよう、模擬授業・施設見学を2回実施し、内容を充実する。
また、進学相談会の実施内容について検証する。
大学院においては、入試広報について見直しを図り、実施する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

1) 教育実施体制及び教育支援体制をさらに充実するため、次の措置を講ずる。

- ① インターネットを用いた遠隔教育による大学院の平成25年度以降の開設を目指し、授業科目や教育方法について検討する。
また、インターネットを用いた遠隔教育による授業科目の拡充に向け諸準備を行う。
 - ② 教務システムに導入した授業支援機能について、検証する。
 - ③ 平成22年度実施した学生支援事業に対するニーズ調査結果について、検証する。
学習支援を充実させるため、教職キャリア開発支援オフィスに人的支援を強化する。
 - ④ 教職実践演習の実施に向け、実地指導講師整備計画を充実する。
- 2) 教育の質の向上を図るため、教育方法、評価方法等について検証及び改善を行い、より一層充実させるため、次の措置を講ずる。
- ① 平成22年度に実施したFD事業の検証を行い、その結果を基に、改善を行う。
 - ② 外部有識者を含む教員養成等推進会議において、教育方法、評価方法等について検討を行う。
 - ③ 教育の質の向上を図るため、前年度の検証結果に基づき、「教育等に関するアンケート」の実施及び活用方法の改善を行う。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- 1) 学生が健全で安心して修学できる環境の整備を目指し、学習支援及び生活支援をさらに充実するため、次の措置を講ずる。
- ① 健康診断・一次救急業務について、実情等の検証を踏まえて、設備等を充実する。
また、学生相談担当教職員連絡会を開催し、学生相談体制を充実する。
 - ② 本学の特色ある経済的支援（大学院修学休業制度による現職教員に対する授業料免除、教職大学院（現職教員）向け実習経費の貸与）を継続し、さらに、通常の授業料免除制度においても拡大し、学生の修学環境を充実する。
 - ③ 学生サービス向上の一環として、学生窓口を集約するための施設整備について検討を行う。
また、学生のニーズ及び施設の点検結果等を踏まえて、課外活動施設・設備を充実する。
 - ④ 平成22年度に実施した学生のニーズ及び他大学実情調査の分析結果を踏まえ、学習支援策の充実及び自主研鑽を促すプログラムについて検討する。
- 2) 高度専門職業人としてのキャリア形成について支援するとともに、卒業・修了後の適切なフォロー体制を確立するため、次の措置を講ずる。
- ① 教職ガイダンス及び就職ガイダンスを体系的に実施しながら、新たなキャリア支援策を検討し、必要に応じて改善する。
 - ② 平成22年度に設置した学内組織において、卒業・修了後におけるフォロー体制について検討する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- 1) 学校教育に関する先端実践研究を推進し、研究成果を公表するとともに、学校現場や社会へ還元するため、次の措置を講ずる。
 - ① 予防教育科学に係る各プログラムを実践し、その成果を学校や社会に還元する。また、教科内容学についての研究を推進する。
 - ② 予防教育科学教育研究センターと附属学校等の学校現場で共同実施した授業成果を検証し、効果的な実践研究の在り方を検討し、改善する。
 - ③ 平成22年度に導入した教員情報データベースを、より一層分かりやすい公表方法に改善する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 1) 先端実践研究を推進し、研究環境を整備するとともに、研究支援体制及び研究評価体制をさらに充実するため、次の措置を講ずる。
 - ① 予防教育科学や小学校外国語活動をはじめとする、先端実践研究に係る検証結果に基づき、さらなる研究支援体制の見直しを図る。
 - ② 研究の質の向上に資するため、評価制度及び評価体制について検証する。
 - ③ 平成22年度に拡充した教育実践資料閲覧スペースを活用し、附属図書館内資料の再整備と教育実践資料の収集を行う。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

- 1) 教育関係機関等と連携した学校現場等への教育支援事業はもとより、社会のニーズに沿った教育・研究・文化事業を積極的に実施するため、次の措置を講ずる。
 - ① 小学校外国語活動推進のため、出前講座等を実施するなど、積極的な支援を行う。また、小学校外国語活動を担う人材育成を目的としたシンポジウムや公開講座などを実施する。
 - ② 県教育委員会、市町村教育委員会との連携のもと、社会のニーズに沿った研究連携事業を開催する。
 - ③ 県教育委員会と連携し、現職教員の資質及び能力向上を図るために、各種講習や各種研修を計画的に実施する。
- 2) 大学の教育研究資源を広く社会に還元し、学校教育や社会教育に貢献するため、次の措置を講ずる。
 - ① 本学の特色を生かし、学校現場や地域社会のニーズに応じたテーマによる公開講座や大学開放推進事業を実施する。
 - ② 児童・生徒の学力向上に貢献するため、教育支援講師・アドバイザー等派遣事業の派遣先を拡大する。
 - ③ 地域社会への附属図書館サービスの向上を図るため、児童図書室所蔵目録データベース登録作業を推進する。

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

- 1) 国際的な学術交流、学生交流及び開発途上国への教育支援を推進し、国際社会に

貢献するため、次の措置を講ずる。

- ① JICA及びNGOなどの国際援助機関・団体等と提携協力し、引き続き途上国の教育向上に資する人材を育成する。

また、平成22年度に完成した国際教育カリキュラムを活用し、国際感覚を備えた人材育成に向けた活動を展開する。

- ② 国際学術交流協定校との学術交流を実施し、国際社会に貢献する方策を検討する。
- ③ 平成22年度に策定した教職員の留学生修学支援のための研修を実施する。

また、留学生の修学環境を整備するために、チューターの適正配置や奨学金の給付等を検証する。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

- 1) 附属学校と大学との間で、教育研究のための相互支援体制及び実地教育実施体制を強化し、更に充実させるため、次の措置を講ずる。

- ① 附属学校教員と大学教員とによる共同教育研究体制の検証に基づき、相互研究体制を充実する。
- ② 大学教員による附属学校における授業担当に係る実施内容及び手続きについて見直した規程を基に、附属学校と大学との教育に関する連携方法について検討し、大学教員による授業担当等の相互支援システムを改善する。
- ③ 附属学校における実地教育実施体制の検証結果に基づき、附属学校教員における実習指導体制を検討する。

- 2) 附属学校間の連携及び協力体制の充実を図り、大学と協働して教育関係機関や社会のニーズを踏まえた教育実践を行うため、次の措置を講ずる。

- ① 鳴門教育大学附属学校間連携協議会において、附属4校園の連携教育についての課題・問題点を検証し、授業相互支援体制を構築する。
- ② 鳴門教育大学附属学校教育研究連携協議会において、地域との連携策を検討する。

- 3) 附属学校において、適切かつ健全な管理運営を推進するため、次の措置を講ずる。

- ① 学校評議員制度の充実のため、教育活動の実施、地域との連携の進め方など附属校園について見識のある委員の選考方法や在り方を検討する。
- ② 附属学校の適切な管理運営を推進するため、平成22年度の検証結果を基に、県教育委員会、市教育委員会との協力関係を充実する。
- ③ 施設パトロール（遊具等を含む。）の実施や現場管理者の意見聴取により、安全面での不具合箇所の改善整備計画を策定し実施する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

- 1) 学長直属の組織とする経営企画本部の機能を強化し、適正な業務を確保する内部統制を確立するとともに、戦略的な大学経営を推進するため、次の措置を講ずる。

- ① リスクマネジメントを効率的かつ効果的に実施するため外部有識者を活用し洗い出されたリスクを分析する。

また、コンプライアンスに関する取り組みを明確にするため、基本方針の策定に取り組むとともに、危機管理意識及びコンプライアンス意識向上のための教育・啓発活動を行う。

- ② 企画戦略室の効率的かつ柔軟な組織運営及び業務運営について検証し、体制を強化する。
- ③ 新たな広報体制による、ITを中心とした効率的・効果的な広報活動を推進する。

2) 入学定員を社会的ニーズ等に対応した適正規模に見直し、それに伴う大学運営組織を再構築することにより、教育研究等の質を確保するため、次の措置を講ずる。

- ① 社会的ニーズを踏まえ、入学定員の再編(案)を策定する。その後、入学定員変更手続きに向けての諸準備を行う。

また、附属学校においては、小学校1年生の定員を35人以下学級にするため、入学定員変更手続きを行う。併せて、幼稚園の定員について、見直しを検討する。

- ② 「教育研究組織再編計画」に基づき、平成25年度に向けた入学定員の適正化案を策定する。

3) 学内資源を最大限に活用し教育研究環境の充実を図るため、次の措置を講ずる。

- ① 「入学定員・教育研究組織等見直し検討委員会」の検討結果、及び国家公務員の人員費改革の動向等を踏まえて、新たな定員配置計画を策定する。
- ② 教育研究経費等について財務分析結果を基に、学内予算配分方針等を見直し、効率的な予算配分を行う。
- ③ 教員情報データベース、機関リポジトリを構築する。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

1) 戦略に基づいた機動的かつ柔軟な事務組織を構築し、併せて新たな人事評価制度を導入することにより、効率的な事務処理を行うため、次の措置を講ずる。

- ① 「教育研究組織再編計画」に基づいた事務組織体制についての検討に着手する。
- ② 平成22年度までに試行した新たな人事評価制度について、本格導入し、評価結果を処遇に反映する。

また、管理職も含めた職員の職能開発・意識改革を目的としたSD研修を計画し、実施する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

1) 競争的資金、寄附金等の外部資金の確保及びその他の自己収入を増加させるため、次の措置を講ずる。

- ① 研究費の業績主義的傾斜配分にかかるインセンティブを見直すとともに、学長裁量経費におけるインセンティブを検証し、改善を行う。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

(1) 人件費の削減

1) 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続するため、次の措置を講ずる。

- ① 総人件費改革の実行計画を踏まえ、「平成17年度人件費予算相当額」に対し、6%以上の人件費を削減する。
- ② 人件費抑制計画の成果を検証し、必要に応じ見直す。

(2) 人件費以外の経費の削減

1) 常に業務内容及び業務実態について検証を行い、業務費全体の抑制を推進するとともに、資源を有効活用するため、次の措置を講ずる。

- ① 「業務コスト節減計画」に基づき、対策を講ずるとともに、学内に周知する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

1) 資産の有効活用を推進するとともに、積極的に運用するため、次の措置を講ずる。

- ① 「大学施設有効活用方針」に基づき、教職員、学生等を通じた、より効果的な広報活動を積極的に推進する。

また、施設・設備の有効利用の方策について検討する。

- ② 「職員宿舍有効活用計画」を策定し、対応策を講じる。

また、非常勤講師宿泊施設利用者に対してのアンケート調査結果を踏まえ、備品の更新等を計画的に行うとともに、施設利用できる者の拡大策について検討する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

1) 自己点検・評価制度、評価結果及びその活用方法等について検証し、更なる適正化及び効率化を図るため、次の措置を講ずる。

- ① 学外者を含めた組織を設け、平成22年度の措置内容を含めて評価制度・活用方法等を検証する。
- ② 平成22年度に導入した教員情報データベースにより、評価関連情報の共有化及び評価作業の効率化・省力化を図る。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

1) 大学情報を適切かつ迅速に発信し、透明性を高め、社会への説明責任を果たすため、次の措置を講ずる。

- ① 大学情報の発信などの広報活動の検証し、より効果的な広報活動を推進する。

- ② 機関リポジトリを構築し、大学情報を適切かつ迅速に発信することにより、透明性を高め、社会への説明責任を果たす。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- 1) 効果的な施設メンテナンス及び設備更新等を計画的に行うとともに、施設・設備の有効活用を推進するため、次の措置を講ずる。
 - ① 新たな施設改修計画に基づき整備するとともに、計画の検証を行う。
 - ② 現状調査の分析結果を基に、本学の実状に合ったスペースマネジメントシステムを検討する。

2 環境マネジメントに関する目標を達成するための措置

- 1) 環境マネジメント体制を構築し、環境対策を推進するため、次の措置を講ずる。
 - ① 高島団地において、エコアクション21の取り組みを行い、認証・登録を受ける。
また、徳島地区において、平成24年度のエコアクション21の認証・登録に向けて、必要な作業を行う。
 - ② 環境保全に関する啓発活動を推進するため、エコアクション21に関する説明会や取り組みに関する講演会を実施するとともに、実施体制の検証を行う。
 - ③ 学生、教職員及び地域等の意見を踏まえ、環境活動を支援するための施設・設備等の整備計画を策定する。

3 リスクマネジメントに関する目標を達成するための措置

- 1) 継続的かつ健全な大学運営を可能とするため、あらゆるリスクに対応したリスクマネジメントシステムを構築し、大学としての社会的責任（USR）を果たすため、次の措置を講ずる。
 - ① リスクマネジメントを効率的かつ効果的に実施するため、外部有識者を活用し洗い出されたリスクを分析する。
また、危機管理意識向上のための教育・啓発活動を行う。
 - ② セキュリティリスクの分析・評価結果に基づき、セキュリティ水準の維持・向上を図り、IT利用環境を整備するとともに、情報セキュリティセミナーを実施し、ITに関する意識改革を推進する。
 - ③ 自然災害等に対する「防災対策基本計画」を踏まえ、各種の対応計画を定める規程を整備する。
また、計画的に地域と連携した防災訓練を実施するとともに、安全・衛生パトロールの実施による安全対策を講じる。
 - ④ 新入生合宿研修や課外活動団体のリーダーシップセミナー等を通じて安全教育を実施するとともに、危機管理マニュアルについて検証し、必要に応じて改善する。
また、附属学校においては、「安全管理計画」による検証を自己評価書により行い、改善策を実施し、新たな「安全管理計画」に基づき安全策を講ずるとともに、同計画の検証を行う。
 - ⑤ ハラスメントに関する相談員への研修及び教職員への啓発セミナーを計画的に実

施し、相談体制を充実させる。

4 法令遵守に関する目標を達成するための措置

1) 法令、規則及び社会的規範に則った大学経営を行うため、次の措置を講ずる。

- ① コンプライアンスを徹底していくための基本方針の策定に取り組むとともに、引き続き法令遵守に関する研修会などを通じ、コンプライアンス推進活動を経た内部統制体制の強化を図る。

また、コンプライアンス体制が機能しているか、監査室において、監事、会計監査人と連携し監査を実施する。

- ② 内部統制機能の充実に向けて、外部有識者を活用し体制の現状を調査し、課題を明らかにする。

5 男女共同参画社会の対応に関する目標を達成するための措置

1) 男女共同参画社会の実現に向けた総合的な取組を推進するため、次の措置を講ずる。

- ① 平成22年度に策定した「鳴門教育大学男女共同参画基本計画」を基に、「鳴門教育大学次世代育成支援行動計画」の策定に向けた、資料収集・情報収集を行う。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

9億円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

IX 剰余金の使途

- 決算において剰余金が発生した場合は、
- ・教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

（単位：百万円）

施設・設備の内容	予定額	財 源
・校舎外改修	総額 78	国立大学財務・経営センター施設整備費交付金 (25)
・(高島)地盤沈下改修		施設整備費補助金 (53)

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

教職員の適正な配置，養成，評価並びに計画的な人事交流の実施

① 「入学定員・教育研究組織等見直し検討委員会」の検討結果，及び国家公務員の
人件費改革の動向等を踏まえて，新たな定員配置計画を策定する。

② 平成22年度までに試行した新たな人事評価制度について，本格導入し，評価結果
を処遇に反映する。

また，管理職も含めた職員の職能開発・意識改革を目的としたSD研修を計画し，
実施する。

23年度の常勤職員数	353人
23年度の人件費総額見込み	2,971百万円

3 中期目標期間を超える債務負担

なし

4 積立金の使途

○前中期目標期間繰越積立金については，次の事業の財源に充てる。

- ・教育，研究に係る業務及びその附帯業務

別表

○学部の学科，研究科の専攻等の名称と学生収容定員，附属学校の収容定員・学級数

学校教育学部	400人（学校教育教員養成課程）
学校教育研究科	500人（修士課程） 人間教育専攻 180人 特別支援教育専攻 40人 教科・領域教育専攻 280人 100人（専門職学位課程） 高度学校教育実践専攻 100人
附属幼稚園	160人 学級数5
附属小学校	720人 学級数18
附属中学校	480人 学級数12
附属特別支援学校	60人 学級数9

(別紙) 予算, 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成23年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	3, 570
施設整備費補助金	53
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	0
国立大学財務・経営センター施設費交付金	25
自己収入	747
授業料及入学金検定料収入	662
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	85
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	135
引当金取崩	0
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
承継剰余金	0
旧法人承継積立金	0
目的積立金取崩	0
計	4, 530
支出	
業務費	3, 225
教育研究経費	3, 225
診療経費	0
一般管理費	1, 092
施設整備費	78
船舶建造費	0
補助金等	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	135
貸付金	0
長期借入金償還金	0
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0
計	4, 530

[人件費の見積り]

期間中総額2, 971百万円を支出する。(退職手当は除く)

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額2, 731百万円)

※「運営費交付金」のうち、平成23年度当初予算額3, 535百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額35百万円

※「施設整備費補助金」のうち、前年度よりの繰越額のうち使用見込額53百万円

2. 収支計画

平成23年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	4, 219
經常費用	4, 219
業務費	3, 927
教育研究経費	544
診療経費	0
受託研究費等	122
役員人件費	65
教員人件費	2, 338
職員人件費	858
一般管理費	130
財務費用	1
雑損	0
減価償却費	161
臨時損失	0
収入の部	4, 219
經常収益	4, 219
運営費交付金	3, 202
授業料収益	535
入学金収益	103
検定料収益	23
附属病院収益	0
受託研究等収益	122
補助金等収益	0
寄附金収益	13
財務収益	1
雑益	84
資産見返運営費交付金等戻入	97
資産見返補助金等戻入	32
資産見返寄附金戻入	4
資産見返物品受贈額戻入	3
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩益	0
総利益	0

3. 資金計画

平成23年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	5,606
業務活動による支出	4,010
投資活動による支出	507
財務活動による支出	28
翌年度への繰越金	1,061
資金収入	5,606
業務活動による収入	4,366
運営費交付金による収入	3,535
授業料及入学金検定料による収入	612
附属病院収入	0
受託研究等収入	122
補助金等収入	0
寄附金収入	13
その他の収入	84
投資活動による収入	179
施設費による収入	78
その他の収入	101
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	1,061